

令和 4 年 12 月 6 日

令和 4 年網走市議会第 4 回定例会 議案

令和4年網走市議会第4回定例会 議案

番号	議案番号	件名
1	議案第1号	令和4年度網走市一般会計補正予算
2	議案第2号	令和4年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
3	議案第3号	網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
4	議案第4号	網走市中小企業振興条例の一部を改正する条例制定について
5	議案第5号	網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
6	議案第6号	網走市公の施設に係る指定管理者の指定について

議案第 1 号

令和 4 年度網走市一般会計補正予算

令和 4 年度網走市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 65,107 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,346,423 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 12 月 6 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12.地方交付税		6,629,411	29,632	6,659,043
	1.地方交付税	6,629,411	29,632	6,659,043
16.国庫支出金		3,337,677	△3,808	3,333,869
	2.国庫補助金	1,085,090	△3,808	1,081,282
17.道支出金		1,693,519	35,683	1,729,202
	2.道補助金	713,775	35,683	749,458
22.諸収入		1,486,022	3,600	1,489,622
	4.雑収入	580,636	3,600	584,236
歳入合計		27,281,316	65,107	27,346,423

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.総務費		4,089,779	1,000	4,090,779
	1.総務管理費	3,675,017	1,000	3,676,017
3.民生費		7,191,262	17,205	7,208,467
	4.生活保護費	1,091,048	17,205	1,108,253
4.衛生費		1,957,909	7,000	1,964,909
	1.保健衛生費	1,216,265	7,000	1,223,265
6.農林水産業費		1,233,023	23,805	1,256,828
	1.農業費	941,593	17,205	958,798
	3.水産業費	175,748	6,600	182,348
8.土木費		2,899,906	12,000	2,911,906
	4.住宅費	472,064	12,000	484,064
9.消防費		700,003	1,927	701,930
	1.消防費	700,003	1,927	701,930
10.教育費		2,447,285	2,170	2,449,455
	2.小学校費	524,227	1,330	525,557
	3.中学校費	269,142	840	269,982
歳出合計		27,281,316	65,107	27,346,423

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額 (千円)
網走市南コミュニティセンター管理委託料 (指定管理者制度)	令和5年度から 令和7年度まで	16,278
網走市潮見コミュニティセンター管理委託料 (指定管理者制度)	令和5年度から 令和7年度まで	16,108
網走市北コミュニティセンター管理委託料 (指定管理者制度)	令和5年度から 令和7年度まで	16,326
網走市西コミュニティセンター管理委託料 (指定管理者制度)	令和5年度から 令和7年度まで	14,666
網走市西網走コミュニティセンター管理委託料 (指定管理者制度)	令和5年度から 令和7年度まで	15,268
網走市呼人コミュニティセンター管理委託料 (指定管理者制度)	令和5年度から 令和7年度まで	15,139
網走市向陽ヶ丘住民センター管理委託料 (指定管理者制度)	令和5年度から 令和7年度まで	14,658
網走市駒場住民センター管理委託料 (指定管理者制度)	令和5年度から 令和7年度まで	14,552
網走市音根内地区福祉会館管理委託料【見直し分】 (指定管理者制度)	令和5年度から 令和7年度まで	9
網走市能取地区福祉会館管理委託料【見直し分】 (指定管理者制度)	令和5年度から 令和7年度まで	12
網走市鉄道記念館管理委託料 (指定管理者制度)	令和5年度から 令和7年度まで	2,967

議案第2号

令和4年度網走市国民健康保険特別会計補正予算

令和4年度網走市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,937千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,324,301千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日提出

網走市長 水谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4.繰入金		470,923	4,783	475,706
	2.基金繰入金	23,932	4,783	28,715
7.繰越金		0	3,154	3,154
	1.繰越金	0	3,154	3,154
歳入合計		4,316,364	7,937	4,324,301

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6.諸支出金		1,600	7,937	9,537
	1.償還金及び還付加算金	1,600	7,937	9,537
歳出合計		4,316,364	7,937	4,324,301

議案第 3 号

網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例

網走市水道事業給水条例（昭和 37 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の次に「又は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 213 条の 2 第 3 項の通知をした旨の誓約書」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

網走市中小企業振興条例の一部を改正する条例制定について

網走市中小企業振興条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市中小企業振興条例の一部を改正する条例

網走市中小企業振興条例（昭和 44 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「中小企業者及び中小企業団体」を「中小企業者、中小企業団体及び中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項第 6 号に定めるもの」に改める。

第 2 条第 5 号中「国民生活金融公庫、商工組合中央金庫及び中小企業金融公庫」を「日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例制定について

網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

網走市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 9 年条例第 13 条)の一部を次のように改める。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第 13 条の 2 前 2 条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を利用して、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって、印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。)に自ら暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第 14 条中「記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。以下同じ。」を「記録し、当該記録したものをプリンターから打ち出したものをいう。」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 3 月 27 日から施行する。

議案第 6 号

網走市公の施設に係る指定管理者の指定について

網走市公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

記

施 設 の 名 称	指定管理者となる団体の名称等	指定の期間
1 網走市南コミュニティセンター	網走市南コミュニティセンター運営委員会 委員長 鈴木 忠志	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日
2 網走市潮見コミュニティセンター	網走市潮見コミュニティセンター運営委員会 委員長 黒田 幸市	〃
3 網走市北コミュニティセンター	網走市北コミュニティセンター運営委員会 委員長 本間 弘哉	〃
4 網走市西コミュニティセンター	西地区地域活動推進協議会 会長 國分 安三	〃
5 網走市西網走コミュニティセンター	網走市西網走コミュニティセンター運営委員会 委員長 阿部 有市	〃
6 網走市呼人コミュニティセンター	網走市呼人コミュニティセンター運営委員会 委員長 川村 富士雄	〃
7 網走市向陽ヶ丘住民センター	網走市向陽ヶ丘住民センター運営委員会 委員長 古田 純也	〃
8 網走市駒場住民センター	網走市駒場住民センター運営委員会 委員長 木村 忠	〃
9 さんごそう保育園	網走市へき地さんごそう保育園運営委員会 運営委員長 奥泉 誠	〃
10 網走市農村環境改善センター	網走市へき地はまなす保育園運営委員会 運営委員長 工藤 孝行	〃
11 網走市鉄道記念館	網走市鉄道記念館管理運営委員会 会長 河野 良彦	〃